

霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第262号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

建物の老朽化等により隼人国民保養センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。